夕張市中古住宅取得費補助金の概要

補助対象 建築物等	■ 人が過去に居住したことがある住宅又は、建物表題登記の新築年月日から起算して３年を経過したもの。 ■ 居住専用又は併用住宅で、居住部分が過半であること。 ■ 昭和56年6月以降に建築した住宅であること。 （昭和56年6月1日に導入された、建築基準法に基づく耐震基準に適合している住宅）
補助 対象者	■ 対象者は次の条件全てに該当する方です。 本市の住民として永住の意思を持って居住し、５年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市であること。 ・ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税）を滞納していないこと。 ■ 所得制限を設けない。
補助条件	■ 地域要件（社光～平和・清水沢・沼ノ沢・紅葉山地区の用途地域内） ■ 中古住宅の取得額（消費税を除く）が１００万円以上であることが必要です。
補助額 補助対象経費	■ 中古住宅取得費補助金の額 （１） 市民が購入し居住した場合 取得額（消費税を除く）の２５％で限度額５０万円／戸 （２） 転入者が購入し居住した場合 取得額（消費税を除く）の３０％で限度額７５万円／戸 （３） 入居者に子供がいる場合　２５万円／戸　加算 （例） 子供がいる転入者が、中古住宅を取得した場合。 ・ 取得額が２００万円の場合 （２００万円×３０％＝６０万円＜７５万円） ６０万円（転入者　取得額３０％）＋２５万円（子供）　【８５万円】 ・ 取得額が５００万円の場合 （５００万円×３０％＝１５０万円＞７５万円） ７５万円（転入者　限度額）＋２５万円（子供）　【１００万円】 ■ 用語の定義 ・ 転入者とは 補助金申請年度の３年度前における４月１日以降に夕張市に転入し申請日まで継続して夕張市に住所を有している者又は夕張市以外に住所を有している者をいう。 ・ 子供とは 申請時に住民票に記載のある１８歳未満の者をいう。
補助申請	■ 住宅の取得前に申請を行う必要があります。 ■ 申請後、夕張市による書類審査を行い結果を通知します。
受付期間と予算額	■ 受付期間は、**令和8年4月1日(火)から予定件数に達するまで。** ・ 令和8年3月1日までに取得できない場合は、受付できません。 ・ 予定件数：2件　※補助金額によって件数の変動はあります。